



神奈川県

KANAGAWA

神奈川県 子どもの貧困対策 推進計画 2020-2024



※本計画では、「子供の貧困対策に関する大綱」からの引用を除き、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の表記（子ども）を用いています。特に意味を異にするものではありません。

県民の皆様へ

国の調査から、平成 27 年の「子どもの貧困率」は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困状況にあることが明らかになっています。

県では、子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が連鎖することのないよう、平成 27 年 3 月、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、関係団体、市町村や県民の皆様のご協力を得ながら、取組みを進めてまいりました。

しかし、今もなお、支援を必要としている子どもや家庭が数多くいることが指摘されており、様々な調査からも、子どもの貧困の状況は、依然として厳しいことがうかがえます。

貧困の問題は、子どもたちに負の影響をもたらします。

進学や就職といった将来の選択の幅が狭まるだけでなく、貧困の状況にある子どもは、衣食住が十分に確保されていなかったり、心の状態が不安定であることを示す調査結果もあります。

一方で、県の調査によると、県民の約 7 割が「子どもの貧困という言葉の意味を知っている」と回答しており、また、「子どもの現状をなんとかしたい」と考える民間団体や企業の活動も増えてくるなど、子どもを社会全体で支援する機運が高まりつつあります。

国レベルでも、官民一体となった取組みが続けられており、SDGs では、「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの貧困の割合を半減させる」という目標も掲げられています。

子どもの貧困の問題は、私たち一人ひとりが身近なこととして向き合い、県民総ぐるみで取り組むべき社会共通の課題です。このような視点で今回改定した本計画に基づき、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現に向けて、着実に対策を進めてまいります。

計画の改定にあたり、ご尽力をいただいた皆様に、改めて御礼を申し上げます。また、県民意見募集の機会等を通じて、貴重な御意見をいただきました県民の皆様に深く感謝申し上げます。今後とも、皆様の御理解とお力添えをお願いいたします。

令和 2 年 3 月

神奈川県知事 黒岩 祐治

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 法改正と新大綱の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 神奈川県子どもの貧困対策推進計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 神奈川の子どもをとりまく現状と課題

- 1 年少人口の減少と少子化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 神奈川の子どもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 子どものいる家庭をとりまく状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 4 子どもの貧困に係る県民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 5 現状と課題のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第3章 子どもの貧困対策に関する施策の方向性

- 1 めざすすがたと基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 2 主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 3 施策の体系とライフステージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

＜主要施策Ⅰ＞ 教育の支援

- 1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・・・・・34
- 3 高等学校などにおける修学継続などのための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 4 大学等進学に対する教育機会の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 5 特に支援を要する子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 6 教育費負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- 7 地域における学習支援など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
- 8 その他の教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

＜主要施策Ⅱ＞ 生活の安定に資するための支援

- 1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 2 保護者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 3 子どもの生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 4 子どもの自立に向けた就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
- 5 住宅に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 6 児童養護施設退所者などに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 7 支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

＜主要施策Ⅲ＞保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 1 職業生活の安定と向上のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 2 ひとり親に対する就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 3 ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援・・・・・・・・・・73

＜主要施策Ⅳ＞経済的支援

- 1 経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

＜主要施策Ⅴ＞社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

- 1 子どもの貧困対策に係る機運の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
- 2 子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化・・・・・・・・・・81

第5章 計画の推進と進捗管理

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
- 2 子どもの貧困に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・87

第6章 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・93

資料編

- 資料1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(改正法)(2019年9月7日施行)・・・・1
- 資料2 「子供の貧困対策に関する大綱」(2019年11月29日閣議決定)・・・・・・・・・・5
- 資料3 令和元年度県民ニーズ調査【課題調査】(子どもの貧困対策について)・・・・7
- 資料4 県内市町村における子どもの貧困対策に関する計画の策定状況・・・・・・・・・・9

